

# グループホーム ぼだいじ

## 短期利用共同生活介護利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と社会福祉法人 近江ちいろば会（以下「事業者」という）とは、認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬をもって接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するように、それぞれの立場で相協力することを誓います。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険関係法令と本契約の各条項に従ってサービスを提供し、利用者または利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### 第3条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ①要介護1以上の認定者であり、かつ認知症の状態であること
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③自傷他害の恐れがないこと
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤利用者が自立歩行困難等に陥り、身体的な自立が困難になった場合、グループホームの職員適正配置をもってしても対応できない場合がないこと
- ⑥本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

### 第4条（短期利用共同生活介護計画の作成）

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期利用共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の

変更をします。

3. 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
4. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

#### 第5条（サービス内容及びその提供）

1. 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
  - ①介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
    - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
    - イ. 日常生活上の世話
    - ウ. 日常生活の中での機能訓練
    - エ. 相談、援助
  - ②介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通り提供します。
2. 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
3. 事業者は、本人が今までの生活を継続することを目的としていますので、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告し、文書により同意を得ます。
4. 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

#### 第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを二年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物（一枚十円）を交付するものとします。

#### 第7条（医療上の必要への対応）

1. 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
2. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるように対処します。
3. 事業者は、サービス給付体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとって行います。

#### 第8条（利用料等の支払）

- 利用者は、サービスの対価として【別紙：重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求明細書兼領収証を、翌月15日までに利用者へ送付します。

- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日に（20日が銀行休業日の場合は翌営業日に）事業所指定の金融機関口座に銀行口座自動振替にて支払います。
- 4 利用者が銀行口座自動振替にて料金を支払うことが困難な場合は現金にて支払い、事業者は利用者に対して領収書を発行します。

#### 第9条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス実施日の前日まで通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第8条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、短期利用共同生活介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては重要事項説明書に記載したとおりです。

#### 第10条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

#### 第11条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由な好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な治療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民として行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと  
（身体拘束適正化のための指針を定めています）
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載）

#### 第12条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利

用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合、かつ事業者が同意した場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること
- ⑦ 利用者の症状により、付き添いが必要な場合は、利用者代理人または利用者の家族が付き添いを行うこと
- ⑧ 利用者の所有もしくは持ち込み品の管理義務
- ⑨ 利用者の死亡の際には、遺体及び遺留金品を速やかに引き取ること

#### 第13条（造作・模様替え等の制限）

1. 居室に造作・模様替えをするとき、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
2. 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を付け加えたりすることはできません。
3. 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等を行ったりすることはできません。

#### 第14条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定変更において、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が第15条に基づき本契約の解除を通告し予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

#### 第15条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも30日以上予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

#### 第16条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。また、この場合遅滞なく速やかに居室を明け渡すものとします。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑤ 不正の手続きにより入居し、提出書類に虚偽の申告をしたとき
- ⑥ 利用者が入院などにより、事業者が保険者から介護サービス費用を受け取るができなくなったとき。
- ⑦ 利用者の医療の必要性が高くなり、事業者が利用者にとってグループホームでの入居の継続よ

りも医療的な処置が必要と判断したとき

#### 第17条（損害賠償がなされる場合）

1. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載のとおり損害賠償責任保険に加入します。

#### 第18条（損害賠償がなされない場合）

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
2. 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
4. 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

#### 第19条（秘密保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

#### 第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大津地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

#### 第21条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意を持って処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名捺印の上、各自その壺通を保有します。

年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)  
(電話番号)  
(氏名)

利用者代理人 (住所)  
(電話番号)  
(氏名)

事業者 (所在地) 滋賀県湖南市菩提寺327番地4  
(名称) 社会福祉法人 近江ちいろば会  
(代表者名) 理事長 森口 茂

サービス提供事業所 (所在地) 滋賀県湖南市菩提寺327-16  
(名称) グループホーム ぼだいじ

## 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 近江ちいろば会（以下 法人という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

### 記

#### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

#### 2. 個人情報の安全性確保の措置

①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

#### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 0748-74-4144）までお問い合わせください。

#### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

施行 2009年4月1日

改訂 2015年12月15日

社会福祉法人 近江ちいろば会  
理事長 森 口 茂

## 個人情報の利用目的

社会福祉法人 近江ちろば会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・ その他の業務委託
  - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
  - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 施設において行われる事例研究等

#### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
  - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

施行 2009年 4月 1日  
改訂 2015年 12月 15日  
社会福祉法人 近江ちろば会  
理事長 森 口 茂

# 個人情報利用同意書

グループホーム ぼだいじ 御中

○契約書第19条に基づく個人情報の利用に関して同意します。

年 月 日

ご利用者氏名 \_\_\_\_\_

ご家族氏名 \_\_\_\_\_

(参 考 契約書抜粋)

第19条 (秘密保持)

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号	
続柄	

主治医および緊急時搬送病院

病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	
緊急時搬送病院	第1希望
	第2希望